

公共施設等総合管理計画等の改訂に向けて

令和7年8月29日

第1回公共施設マネジメント審議会資料

古賀市

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

高度経済成長や人口増加など右肩上がりの情勢を背景として、全国で多くの公共施設が整備し続けられ、本市においても多くの公共施設を保有するに至っています。これらの施設の多くは、既に建築後 40 年から 50 年が経過し、老朽化が進行していることから、今後一斉に更新時期を迎え、多額の経費が必要になります。

また、人口減少や少子高齢化は今後もさらなる進行が見込まれ、人口全体に占める高齢者人口の割合が上昇する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合は低下することから、社会保障関連経費の増加に反し市税収入の減少が想定されています。

これらのことから、現存する全ての施設を更新し、引き続き維持管理を継続していくことは困難であるため、従来の「古くなったら建替え」ではなく、本市の身の丈にあった維持可能な保有量への見直しを進め、限りある財源で必要な施設の老朽化に対応していかなければなりません。更には、人口減少・少子高齢化が進むことも考慮し、公共施設の適切な供給量や配置を実現し、時代の変化に対応しつつ、将来においても使い続けられる、価値ある「財産」として継承していくための方策づくりを進める必要があります。

そのための全体計画として、古賀市公共施設等総合管理計画を平成 28 年度に策定し、令和 4 年度に改訂いたしました。また、この計画に基づき、各施設に関するより具体的な今後の方向性を定める第 1 期アクションプランを令和 3 年度に策定し、将来的な人口減少に伴う税収の減少などが予測されることから、対象となる公共施設の総延床面積を 40 年間で 8 割の規模に縮小することを目指して計画を推進しているところです。

2. 公共施設等総合管理計画等の改訂にむけて

本計画及びアクションプランでは、将来的な人口減少に伴う税収の減少や高齢化に伴う社会保障費の増加などが予測されるなか、対象となる公共施設の総延床面積を40年間で8割の規模にすることをめざしています。

このことから、施設（建物）重視から機能優先へ考え方を転換し、「建物」と「機能」を分離して検討し、機能の維持・向上を図りながら、建築物の総延床面積削減の取組を進めてきました。

一方で、延床面積の削減の取組を推進しながらも、将来における行政サービスの在り方やまちづくりの方向性を踏まえた公共施設等の機能向上を図るためには、必要な新規整備を行うなど、本市が持続的に成長・発展を続けるための土台も構築していかなければなりません。

これらの点を踏まえ、本計画を改訂し、公共施設の適正管理やマネジメントの更なる推進に取り組むこととしています。併せて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第75号平成26（2014）年4月22日）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂版において示された方針等を盛り込むこととしています。

3. 課題の整理

公共施設等総合管理計画は、平成29年度から令和12年度までの14年間を計画期間としています。計画期間の半ばを迎えるにあたり、改めて課題整理及び検証等を実施したうえで、総合管理計画・アクションプランの見直しに向けた方針や今後の公共施設マネジメントの在り方を明確にするため、「公共施設適正配置マネジメント方針」を策定しました。

（課題の整理）

- (1)総合的な視点での優先順位付けや選択と集中による限られた資源の効果的な活用を進めるにあたり、データの整理・収集や公共施設マネジメントの在り方を明確化する必要性が増していること。（文言整理等を含む）
- (2)総合管理計画では、総量見直し（延床面積の2割削減）のため、施設の複合化や集約化、民間施設活用などを推進し、原則として新規の整備はしないとしているが、以下の点について課題があること。
 - ①まちづくりの視点から市の成長・発展を支える公共施設の新規整備・更新の在り方を示す必要があること。

②機能存続だけでなく、質の維持・向上に取り組む必要があり、まちづくりと連動した土地利用の在り方を検討しながら公共施設の再編整備や適正配置を戦略的に進める必要があること。

(3)令和4年4月及び令和5年10月の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（総務省通知）に準拠し、脱炭素化の推進方針や保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する方針等を記載する必要があること。

4. 改訂項目

(1)改訂にあたっての前提

- ①課題整理及び中間検証の結果や公共施設適正配置マネジメント方針の内容に基づく必要最小限の改訂であり、古賀市の概要、現状と将来見通しについては変更しない。
- ②計画期間終了（R12年度まで）時には、施設の劣化状況、社会情勢、財政状況等の社会状況を検証し、全体的な見直しを実施する。

(2)公共施設等総合管理計画の改訂内容

①新規整備の考え方の明記

- ・「延床面積の削減の取組を推進しつつ、将来における行政サービスの機能の維持・向上を図り、本市が持続的に成長・発展を続けるための土台も構築していくための必要な新規整備を行う」という文言（案）及び新規整備の条件として下記4つを記載する。

A市の成長と発展を支える核となる公共施設と認められる場合

B地域経済の活性化や交流人口・定住人口の増加につなげるための重要な公共施設と認められる場合

Cコンパクト・プラス・ネットワークの考え方により施設の集積化等が必要と認められる場合

D改修や更新（建替）等では応じることのできない行政需要に対応するため新規整備が必要と認められる場合

②国の指針に準拠した方針等を記載

- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・脱炭素化の推進方針

- ・ PPP/PFI の実施方針
- ・ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
- ・ D X の推進方針等

(3)アクションプラン改訂内容

- ①公共施設適正配置マネジメント方針の「公共施設の方針決定の進め方」に基づき、機能及び建物を再分類
- ②アクションプランに記載している「今後 10 年間の方向性」について、進捗状況調査の結果を反映
(方向性変更施設)
 - ・ 憩いの広場
 - ・ クロスパルこが
 - ・ 市民体育館
 - ・ 千鳥苑

4. その他

公共施設等総合管理計画に関する全体的なご意見等

- ①次期計画策定時に向けたご意見
- ②公共施設の使用料等に関するご意見
- ③特に取組を進めて欲しい方針等
- ④今後の公共施設の在り方に関するご意見等